

淀川水系流域委員会殿

河川管理者に下のとおり質問しました。

近畿地方整備局殿

2008. 6. 5

佐川克弘

渇水時における水利使用の特例に関する質問

首記の件、私は以下のように理解しておりますが、この理解に誤りがあるかどうか教えてください。

記

河川法第53条の2(1)は、平成9年の法改正により、手続きの簡素化を行い、異常な渇水により水利使用が困難となった水利使用者に対して、異常渇水が解消するまでの間に限り、河川管理者の承認を受けて、他の水利使用者の水利使用の全部又は一部を行わせることができるようになった。

以上